

社会福祉法人愛媛県共同募金会  
情報公開規程実施要領

## 1. 基本方針

社会福祉法人愛媛県共同募金会(以下「本会」という。)は、共同募金運動が、県民各層の信頼関係のうえに成り立ち、幅広い参加を得て展開されていることを考慮して、透明性のある運営に努め、一層の信頼を確立するために、「情報公開規程」を制定したが、その円滑な運用を図るため実施要領を定め、次のことに配慮して情報公開を行う。

- (1) 積極的かつ協調な姿勢をもって適切に対応すること。
- (2) 常に説明能力を十分発揮し、十分な理解を得られるように努めること。
- (3) 情報の管理にあたっては、公開を前提として保存等に配慮すること。

## 2. 公開請求への対応

- (1) 情報公開の請求を求める請求者に対し、原則として事務局長が対応する。
  - ① 何人も、自己が特定されていること。
  - ② 団体の場合は、責任者が特定されていること。
  - ③ 請求者の請求の理由または利用目的を確認すること。
- (2) 請求者から膨大な資料を要求された場合、或いは公開資料の全部に不足をきたすとき等の場合は、請求者に対し、情報公開(部分公開)決定通知書、情報公開(期間延長)決定通知書により通知を行い、公開時期、公開方法等について十分な理解を得るよう努めること。
- (3) 請求者との対応についての記録は保存するものとする。

## 3 公開する情報

- (1) 本会に関する事項
  - ① 定款及び諸規定、共同募金運動要綱・同実施細目
  - ② 役職員の構成及び名簿
  - ③ 事業計画書、事業報告書、財務諸表(収支予算書、収支計画書、財産目録、貸借対照表)
  - ④ 配分委員会の委員名簿、開催状況
  - ⑤ 諸会議会合等の開催状況
  - ⑥ 支会(分会)に関する事項
  - ⑦ 配分申請書、募金目標額等の統計資料
  - ⑧ 募金実績額、配分結果(受配団体・施設及び配分額)等統計資料
  - ⑨ 役職員の勤務状況
- (2) 共同募金以外に関する事項
  - ① 受配者指定寄付金に関する特定寄付金及び指定寄付金の取扱い基準
  - ② 受配者指定寄付金に関する取扱い件数、寄付金額

③ 受配施設等については、前記基準に定める公表対象施設

(3) 助成団体に関する事項

① 本会が助成申請の推薦業務等に係る日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、車両競技公益資金記念財団及び中央競馬馬主社会福祉財団等については公示した範囲内

#### 4. 非公開とする情報

(1) 個人に関する情報

- ① 本会役職員の世帯状況、資産状況
- ② 本会役職員の給与等の明細書
- ③ 配分を受けた団体・施設の財務内容等

#### 5. 費用の請求

(1) 費用は、閲覧の場合は無料とする。

(2) 写しを交付する場合については、実費相当の負担を求めるものとし、請求者に対し、実費相当の負担分について説明または通知するなど、あらかじめ了解を得ておくこと。

(附則)

この実施要領は平成18年4月1日から施行する。